

建設業許可の改正等に係るお知らせ（平成28年6月1日から）

1 解体工事業の追加

(1) 解体工事とは

- ・平成28年6月1日から、これまで「とび・土工工事業」に含まれていた「**工作物の解体**」が独立し、許可業種に「**解体工事業**」が追加されます。
- ・今後、**解体工事業**を営む場合は、**解体工事業の許可が必要**となります。（軽微な工事は除く※。）

※軽微な工事のみを営む場合、従前どおり建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録が必要

- ・解体工事の内容、例示、区分の考え方は、以下のとおりですが、**解体工事業の許可、技術者資格については経過措置**があります（(3)参照）。

種類	業種	内容	例示	区分の考え方
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 工作物の解体 等を行う工事 ロ～ハ（略）	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 工作物解体工事 ロ～ホ（略）	（略）

※見え消しの部分が、改正後は**解体工事**になります。

(2) 解体工事業の許可等について

① 経營業務の管理責任者の経験

- ・改正前のとび・土工工事業での経營業務の管理責任者の経験は、**解体工事業の経營業務の管理責任者の経験とみな**されます。
- ・このため、改正前に、とび・土工工事業に関し、5年以上の経營業務の管理責任

者として経験を有する者は、解体工事の経營業務の管理責任者になることができます。

② 営業所の専任技術者要件

● 監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1級土木施工管理技士^{※1}
- ・ 1級建築施工管理技士^{※1}
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））^{※2}
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

● 主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）^{※1}
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）^{※1}
- ・ とび技能士（1級）
- ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録解体工事試験^{※3}（種目：解体工事）への合格
- ・ 大卒（指定学科^{※4}）3年以上、高卒（指定学科^{※4}）5年以上、その他10年以上の実務経験^{※5}
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

※3 平成28年6月1日より国への登録試験の申請が開始

※4 解体工事業の指定学科は、土木工学又は建築学に関する学科

※5 建設リサイクル法施行（平成13年5月30日：解体工事業者の登録に関する部分）後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録で請け負ったものに限定

※6 ※1及び※2に記載の登録解体工事講習は、平成28年6月1日より国への登録講習の申請が開始

③ 解体工事の実務経験年数

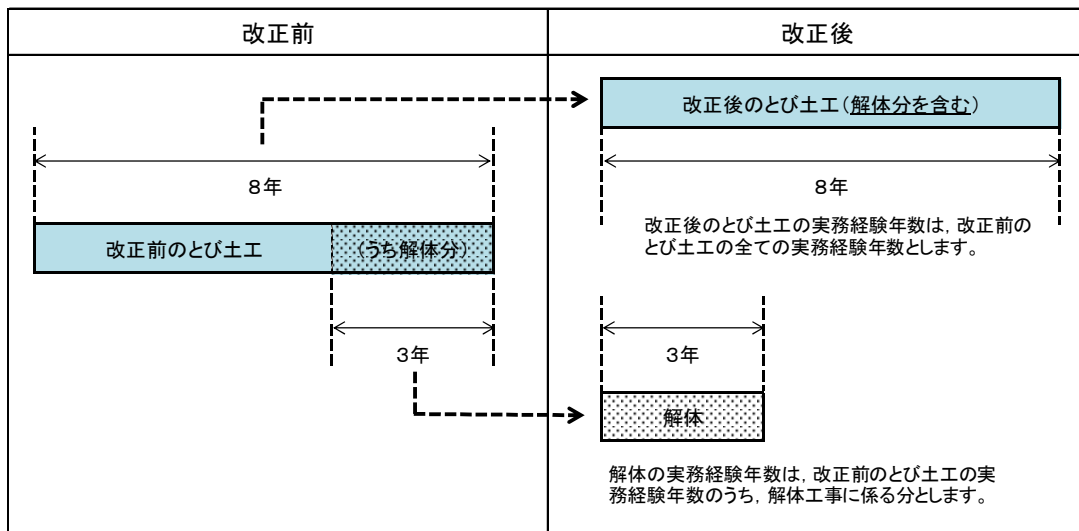
- ・解体工事の実務経験年数は、**改正前のとび・土工・コンクリート工事の実務経験年数のうち、解体工事に係る分**になります。

※解体工事に係る実務経験年数の算出については、必要に応じて、契約書等で工期を確認します。

※**改正後のとび・土工・コンクリート工事の実務経験年数は、改正前のとび・土工・コンクリート工事の実務経験年数（解体工事に係る分を含む。）**とします。

※建設リサイクル法の施行（平成13年5月30日）後の解体工事に係る経験は、とび・土工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事登録で請け負ったものに限り経験期間に算入できます。

<参考>実務経験年数の算出例



④ 工事経歴書等における解体工事の記載方法

とび・土工工事の許可で解体工事を請け負った場合における、工事経歴書（様式第2号）及び直前3年分の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）の記載方法は、以下のとおりとなります。

ア 平成28年5月31日以前に契約した解体工事
とび・土工・コンクリート工事として記載。

イ **平成28年6月1日以降に契約する解体工事**
とび・土工・コンクリート工事としては記載せず、直前3年分の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）の「**その他工事**」に記載。

※解体工事の許可申請時や解体工事の許可取得後は、ア、イいずれの場合にも解体工事として記載することになります。

<経営事項審査を受審する場合の留意事項>

- 経営事項審査を受審する者は、上記④アにかかわらず、平成28年5月31日以前に契約した解体工事も含め、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて作成することができます。

その際、解体工事に係る分の工事経歴書（様式第2号）は、建設工事の種類欄に「その他（解体工事）」と記載して作成し、直前3年分の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）の「その他工事」欄に解体工事の施工金額を記載してください。

- 平成28年6月1日以降に、とび・土工事業（又は解体工事業）の経営事項審査を受審する際は、直前の事業年度2年分（3年平均の場合は3年分）について、過年度分も含めて、とび・土工・コンクリート工事と解体工事の切り分けを行い、それぞれの工事経歴書を作成のうえ審査当日に提示していただく必要があります。

★上記以外については、通常の許可申請の手続きと変わりはありません。

（3）許可・技術者資格の経過措置等について

① 許可に関する経過措置

- ・平成28年6月1日時点で、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる場合は、改正後も引き続き、3年間（平成31年5月31日まで）は、解体工事の許可を受けずに、解体工事を施工することができます。

（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可※が必要）

※解体工事業の建設業許可は、あらためて新規申請（業種追加など）のうえ、許可を取得する必要があります。

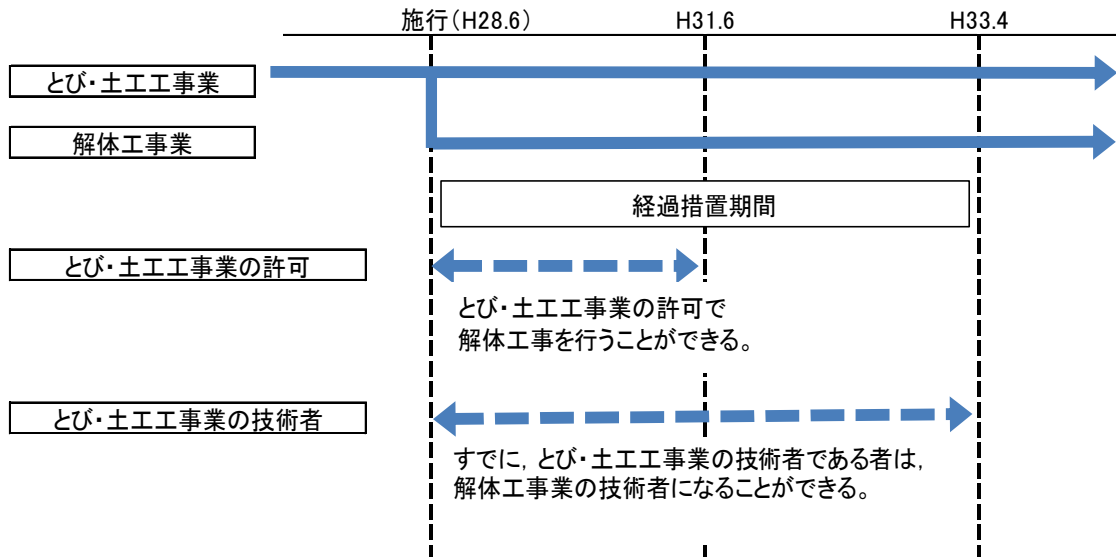
② 営業所の専任技術者（監理・主任技術者）の資格に関する経過措置

- ・平成28年6月1日時点で、とび・土工工事業の技術者に該当する者は、改正後も、平成33年3月31日までは、解体工事業の技術者とみなされます（建設業法施行規則附則第4条による）。

（平成33年4月1日以降は、解体工事業に係る資格が必要※）

※技術者等の資格が、附則第4条に該当する経過措置要件から、通常の解体工事業の技術者要件に変更になった場合には、変更届の提出が必要です。

<参考> 許可・技術者の経過措置



2 その他の改正

(1) 建設業法上の金額要件の見直し

ア 特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額の引き上げ
特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額(消費税込み)の下限について、以下のとおり引き上げられます。

- ・ 建築一式工事以外 従前 3,000万円 → 改正後 4,000万円
- ・ 建築一式工事 従前 4,500万円 → 改正後 6,000万円

※民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても同様に引上げられます。

イ 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の引き上げ

工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額の下限について、以下のとおり引き上げられます。

- ・ 建築一式工事以外 従前 2,500万円 → 改正後 3,500万円
- ・ 建築一式工事 従前 5,000万円 → 改正後 7,000万円

(2) とび・土工事業に係る技術者要件の追加

とび・土工事業に係る一般建設業の営業所専任技術者(主任技術者)の要件に、国土交通大臣の登録を受けた試験のうち、種目を基礎ぐい工事とするもの(登録基礎ぐい工事試験)に合格した者が追加されます。

※平成28年6月1日より登録試験の国への申請が開始されます。

(3) 監理技術者講習修了証の廃止

- ・ 監理技術者講習修了証が廃止され、**監理技術者資格者証の裏面に講習を修了した旨が記載**されます。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)
 改善後の監理技術者資格者証

統合

講習修了履歴が記載されます。

(4) 様式の改正

- ・ **申請書等が以下のとおり改正**されます。平成28年6月1日以降は、**新しい様式で提出**してください。

様式番号	書類名	主な改正内容
様式第1号	建設業許可申請書	・ 「経営業務の管理責任者の氏名」欄を追加 ・ 項番「04」（許可を受けようとする建設業）及び項番「05」（申請時において既に許可を受けている建設業）に「解」（解体工事）を追加
様式第1号別紙1	役員等の一覧表	・ 「経営業務の管理責任者」欄を削除 ・ 個人事業主は提出不要
様式第1号別紙2（1）	営業所一覧表（新規許可等）	・ 項番「83」（営業しようとする建設業）に「解」（解体工事）を追加
様式第1号別紙4	専任技術者一覧表	・ 解体工事追加に伴う記載要領の一部改正
様式第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	・ 項番「64」（今後担当する建設工事の種類）に「解」（解体工事）を追加
様式第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）	・ 項番「74」（今後担当できる建設工事の種類）に「解」（解体工事）を追加
様式第12号	許可申請書の住所、生年月日等に関する調書	・ 記載要領の一部改正
様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書	・ 項目名の一部修正
様式第20号の3	健康保険等の加入状況	・ 申請者等の署名、押印、許可番号の記載欄を追加 ※保険加入の有無に変更が生じた場合、決算変更届の提出時（事業年度経過後4か月以内）に届出が必要となりました。
様式第22号の2（第2面）	変更届出書	・ 項番「88」（営業しようとする建設業）に「解」（解体工事）を追加
様式第22号の3	届出書	・ 記載内容の一部修正
様式第22号の4	廃業届	・ 項番「56」（廃止した建設業）及び項番「57」（届出時に許可を受けている建設業）に「解」（解体工事）を追加
別紙8（事務ガイドライン）	変更届出書（決算変更届）	・ 提出書類に、健康保険等の加入状況を追加

※新しい様式は、茨城県監理課建設業担当ホームページからダウンロードできます。

「建設業許可様式ダウンロード」

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/yousiki/download/yousiki.htm>

(5) 変更届出の追加等

- ・健康保険等の加入状況（様式第20号の3）が変更届出の対象となります。
- ・記載内容（保険加入の有無，従業員数など）に変更が生じた場合は，事業年度が終了するごとに届出を行う必要があります。（事業年度経過後4か月以内）

(6) 経營業務管理責任者としての配置を求められる役員の範囲の変更

経營業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者）」の範囲に，業務を執行する社員，取締役又は執行役に準ずる地位にあって，許可を受けようとする建設業の経營業務の執行（許可を受けようとする建設業に関する事業全般の業務執行に限る）に関し，取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等が「これらに準ずる者」として位置づけられ追加されます。

お問い合わせ先

茨城県土木部監理課建設業担当 029(301)4334

よくある質問・回答

(解体工事とは)

Q 土木一式工事や建築一式工事で行う解体工事，専門工事で行う解体工事，解体工事は，どう違うのですか。

A

○ 土木一式工事や建築一式工事で行う解体工事は，総合的な企画，指導，調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事です。

(例) ビルの建て替え工事 (古いビルの解体工事と，同じ敷地内に新たにビルを建設する工事を一体で請け負う工事)

○ 専門工事で行う工事は，各専門工事において建設される目的物だけを解体する工事です。

(例) 信号機の解体工事 (元請業者が信号機のみを解体する工事で，電気工事に該当するもの)

○ 解体工事は，総合的な企画，指導，調整がない解体工事です。

(例) 家屋等の解体工事 (家屋等の工作物を解体する工事)

(許可の経過措置)

Q 平成28年6月1日以降は，解体工事業の許可を取得していないと，解体工事を施行できなくなるのですか。

A

○ 平成28年6月1日時点で，とび・土工事業の許可を受けて，解体工事業を営んでいる建設業者は，引き続き3年間 (平成31年5月31日まで)は，解体工事業の許可を受けずに，解体工事を施行することができます。

○ 経過措置期間以後も，解体工事を施工したい場合は，経過措置期間中に，解体工事業の許可を取得する必要があります。

Q とび・土工事業の許可業者だが，これまで解体工事は扱っていなかった。解体工事が許可業種になったのを期に，平成28年の秋頃から解体工事を扱おうと考えている。経過措置により，とび・土工事業の許可で解体工事業を請け負えるか。

A

○ 平成28年6月1日時点で解体工事業を営んでいないことから，経過措置の対象にならないため，解体工事業の許可を取得する必要があります。

Q 経過措置により、とび・土工工事業の許可で解体工事を施工した場合に、現場の技術者にはどのような者を配置すればよいでしょうか。

A

○ 経過措置期間中に請け負った解体工事を施工する場合には、とび・土工工事業又は解体工事業、いずれかの主任（監理）技術者の要件を満たすものを配置技術者とすることができます。

（経營業務の管理責任者の経験）

Q 改正前に、とび・土工工事業の経營業務の管理責任者として、5年間の経験があります。解体工事業の業種追加を申請する場合、あと2年間の証明が必要ですか。

A

○ 改正前のとび・土工工事業に関する経營業務の管理責任者の経験は、解体工事の経營業務の管理責任者の経験とみなされます。

○ ご質問の場合、解体工事業の経験が5年間あることとなりますので、あと2年間の証明は不要です。

○ なお、平成28年6月1日以降のとび・土工工事業に関する経營業務の管理責任者としての経験は解体工事業の経験と見なすことはできません。

（技術者資格）

Q 解体工事業の専任技術者になることができる資格者がいません。どうすればいいですか。

A

○ 平成28年6月1日現在で、とび・土工工事業の技術者になることができる資格者がいる場合は、その者を解体工事業の専任技術者にすることができます。

その場合、解体工事に係る技術者としてのコードは、附則4条該当のコードになります。（例：2級土木施工管理技士（土木）の場合、「1D」（通常は「14」））

○ なお、これは、平成33年3月31日までの経過措置です。

Q 2級土木施工管理技士（土木）の資格者が経過措置によって解体工事業の専任技術者になった後、1年間の実務経験を積んだ。技術者のコードに係る変更届は必要か。

A

○ 必要になります（後段の記載例参照）。

Q 経過措置により、とび・土工・コンクリート工事業の資格で、解体工事業の専任技術者になりましたが、そのまま経過措置期間（平成33年3月31日まで）を過ぎてしまった場合、どうなりますか。

A

- 解体工事業の専任技術者の資格を満たさないこととなり、許可が失効します。
- このため、経過措置期間中に、解体工事業の専任技術者に変更する必要があります。

Q 登録解体工事講習を受けたいのですが、どうすればいいですか。

A

- 登録解体工事講習については、平成28年6月1日以降に、国において登録申請の受付が開始される予定となっておりますので、登録された解体工事講習が決まりましたら、当該講習の実施機関にお問い合わせください。

Q 改正前に、とび・土工工事業の許可を取得するため、専任技術者の実務経験を証明しましたが、この中に、解体工事の実務経験が含まれています。

今回、解体工事の許可を取得するにあたり、再度、この解体工事の実務経験を使うことはできますか。

A

- できます。
- 改正前に、とび・土工工事業の許可を取得する際に使った実務経験を、解体工事業の許可申請にあたり、再度使うことも可能です。
- ただし、これは、改正前のとび・土工・コンクリート工事の実務経験に限った取扱いであり、これ以外の実務経験の重複は認められません。

（業種追加の申請手数料）

Q 解体工事業を1業種追加する際の申請手数料はどうなりますか。

A

- 通常の業種追加の申請と同じです。（5万円）

（決算変更届）

Q 健康保険等の加入状況（様式第20号の3）が変更届出項目に追加されましたが、どのような場合に届け出る必要がありますか。

A

- 保険の加入の有無に変更が生じた場合は、事業年度終了後4か月以内に届け出る必要があります。

様式第八号 **解体工事業の業種追加を申請した際、改正前のとび・土工・コンクリート工事業の技術者資格である1級土木施工管理技士を、専任技術者とした。**

(用紙A4)
00003

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、{ 建設業法第7条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
 (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 28年 7月 1日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城建設(株)
届出者 代表取締役 茨城 太郎 印

区分 項番 3
6 1 2 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ
等 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削除 る営業所のみの変更)
大臣 コード 知事

許可年月日
許可番号 6 2 0 8 国土交通大臣 許可 (一般 2 2) 第 0 5 5 5 5 5 号 平成 2 4 年 0 5 月 1 0 日

記 (フリガナ) ウメダ ゴロウ 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]

氏名 6 3 ウ メ 梅 田 吾 郎 生年月日 S 2 5 年 0 1 月 0 1 日
 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 7
 現在担当している建設工事の種類 7

有資格区分 6 5 1 3 1 C ← 経過措置期間中の資格(1級土木施工管理技士(附則第4条該当))の「1C」を記載。

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
 専任技術者の住所 茨城県水戸市〇〇町×× 営業所の名称 (新所属) 本店

様式第八号 **その後、解体工事に関する実務経験1年以上、又は登録解体工事講習を受講し、解体工事業に係る技術者資格を有することになったため、有資格区分を変更。**

(用紙A4)
00003

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、{ 建設業法第7条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
 (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 29年 4月 1日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城建設(株)
届出者 代表取締役 茨城 太郎 印

区分 項番 3
6 1 2 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ
等 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削除 る営業所のみの変更)
大臣 コード 知事

許可年月日
許可番号 6 2 0 8 国土交通大臣 許可 (一般 2 2) 第 0 5 5 5 5 5 号 平成 2 4 年 0 5 月 1 0 日

記 (フリガナ) ウメダ ゴロウ 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]

氏名 6 3 ウ メ 梅 田 吾 郎 生年月日 S 2 5 年 0 1 月 0 1 日
 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 7
 現在担当している建設工事の種類 7

有資格区分 6 5 1 3 ← 経過措置期間中の資格(1級土木施工管理技士(附則第4条該当))の「1C」を削除。

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
 専任技術者の住所 茨城県水戸市〇〇町×× 営業所の名称 (新所属) 本店